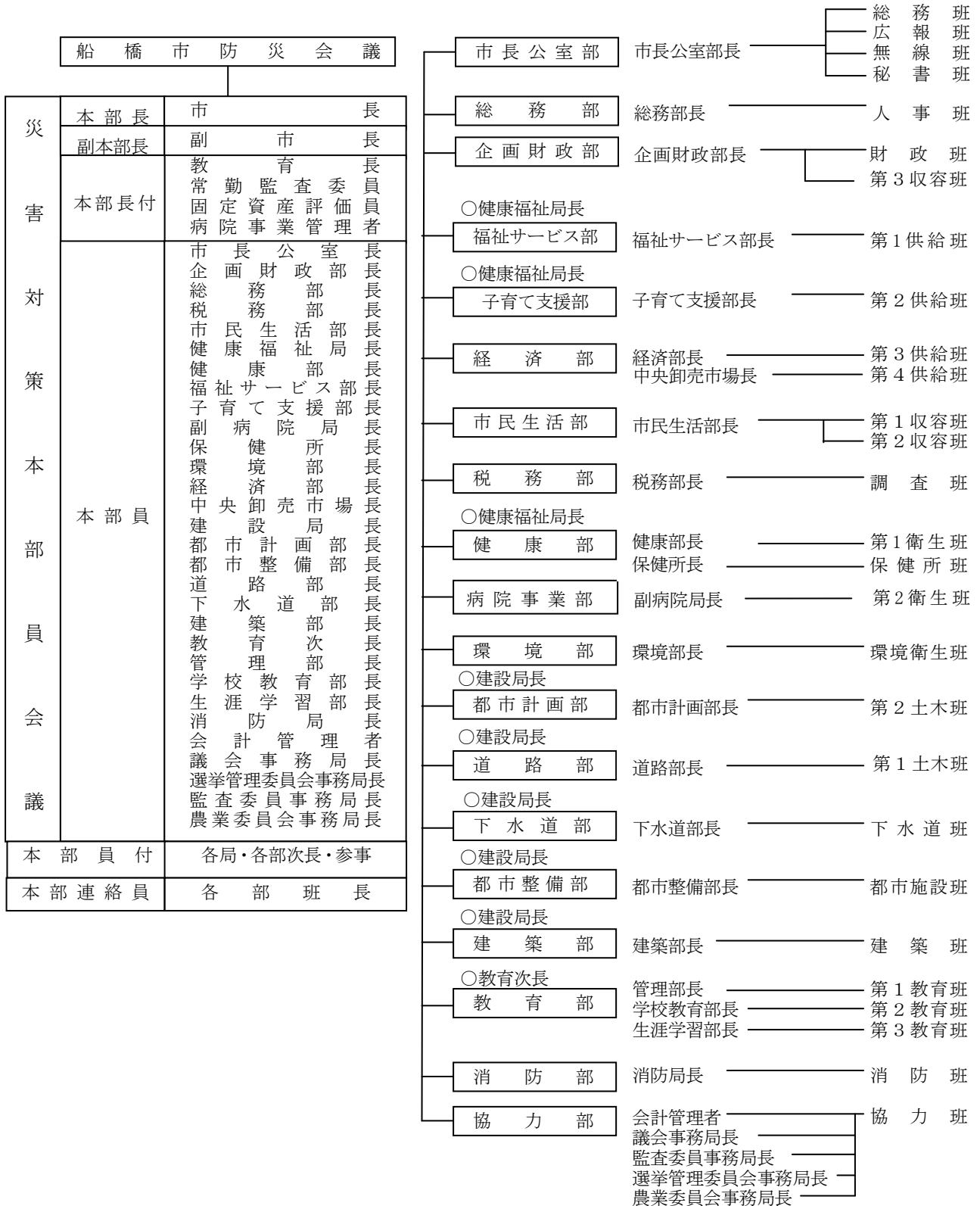


災害対策本部組織



災害対策本部事務分掌

各部の主管班となる班に共通する事務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 部の庶務に関する事。</li> <li>2. 本部長、関係機関及び部内各班との連絡・調整に関する事。</li> <li>3. 部内職員の動員、配備に関する事。</li> <li>4. 部の所管事項に関する被害状況及び災害対策活動等の情報のとりまとめ及び本部長への報告に関する事。</li> <li>5. 部の所管施設の災害予防、応急対策及び災害復旧計画のとりまとめ並びに本部長への報告に関する事。</li> <li>6. 他の部への応援の要請に関する事。</li> <li>7. 他の班の所管に属しないことその他特命事項に関する事。</li> </ol>
-------------------	---

部	部長	班	班 長		班員	分 掌 事 務		
				副 班 長				
市 公 室 部	市 長 公 室 長	総務班	危機管理課長		各課員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本部長の指示、命令の伝達に関する事。</li> <li>2. 気象情報、災害情報の把握及び伝達に関する事。</li> <li>3. 被害状況のとりまとめ及び県への報告に関する事。</li> <li>4. 被害記録に関する事。</li> <li>5. 本部員会議に関する事。</li> <li>6. 地区連絡所の開設及び総合調整に関する事。</li> <li>7. 自衛隊の派遣撤収要請に関する事。</li> <li>8. 防災関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>9. 応援協力団体との連絡調整に関する事。</li> <li>10. 広報班との連絡調整に関する事。</li> <li>11. 災害対策本部の庶務に関する事</li> <li>12. 他部・他班の分掌事務に属さないこと。</li> <li>13. 災害に対する要望等の取りまとめ及び民意の把握に関する事。</li> </ol>		
			市民の声を聞く課長					
		広報班	広報課長				各課員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害広報（避難勧告等）に関する事。</li> <li>2. 報道機関との連絡に関する事。</li> <li>3. 災害相談及び連絡に関する事。</li> </ol>
		無線班	危機管理課長				指 定 員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 県、市防災行政無線による災害情報の収集及び伝達連絡調整に関する事。</li> <li>2. 総務班、広報班の連絡調整に関する事。</li> </ol>
		秘書班	秘書課長		各課員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本部長及び副本部長の秘書に関する事。</li> <li>2. 災害視察及び見舞者の接遇に関する事。</li> </ol>		

部	部長	班	班 長		班員	分 掌 事 務
			副 班 長			
総務部	総務部長	人事班	職員課長		各課員	<ol style="list-style-type: none"> <li>職員（消防、教育委員会を除く）の動員に関する事。</li> <li>職員の非常招集及び解除に関する事。</li> <li>手当に関する事。</li> <li>システムの保全及び復旧に関する事。</li> </ol>
			行政管理課長			
			総務課長			
			情報システム課長			
税務部	税務部長	調査班	税制課長		各課員	<ol style="list-style-type: none"> <li>被害状況調査の総括に関する事。</li> <li>地区連絡所の運営に関する事。</li> <li>り災証明に関する事。</li> <li>災害に対する市税の減免徴収猶予措置等に関する事。</li> </ol>
			市民税課長			
			固定資産税課長			
			納税課長			
			債権管理課長			
企画財政部	企画財政部長	財政班	財政課長		各課員	<ol style="list-style-type: none"> <li>災害対策に伴う予算経理に関する事。</li> <li>応急食料救助物資の調達に関する事。</li> <li>庁舎及び庁内施設の保全に関する事。</li> <li>庁内の災害用独立電源の保全に関する事。</li> </ol>
			管財課長			
			契約課長			
		第3収容班	政策企画課長		各課員	<ol style="list-style-type: none"> <li>避難所の開設及び避難者の収容に関する事。</li> <li>避難所の誘導及び連絡に関する事。</li> <li>避難所との連絡に関する事。</li> <li>避難所収容記録簿及び物品受払簿の作成に関する事。</li> <li>避難所管理に関する事。</li> <li>所管事務に関する被害状況の把握及び報告に関する事。</li> </ol>
男女共同参画センター長						
福祉サービス部	福祉サービス部長	第1供給班	地域福祉課長		各課員	<ol style="list-style-type: none"> <li>所管施設の避難計画に関する事。</li> <li>応急給水に関する事。</li> <li>義援金及び援助物資の受入配分に関する事。</li> <li>日本赤十字社千葉県支部との連絡に関する事。</li> <li>所管事務に関する被害状況の把握及び報告に関する事。</li> </ol>
			高齢者福祉課長			
			介護保険課長			
			包括支援課長			
			障害福祉課長			
			生活支援課長			
			ケア・リハビリセンター長			
子育て支援部	子育て支援部長	第2供給班	児童家庭課長		各課員	<ol style="list-style-type: none"> <li>所管施設の避難計画に関する事。</li> <li>応急給水に関する事。</li> <li>所管事務に関する被害状況の把握及び報告に関する事。</li> </ol>
			保育施設整備課長			
			保育課長			
			児童育成課長			
			療育支援課長			

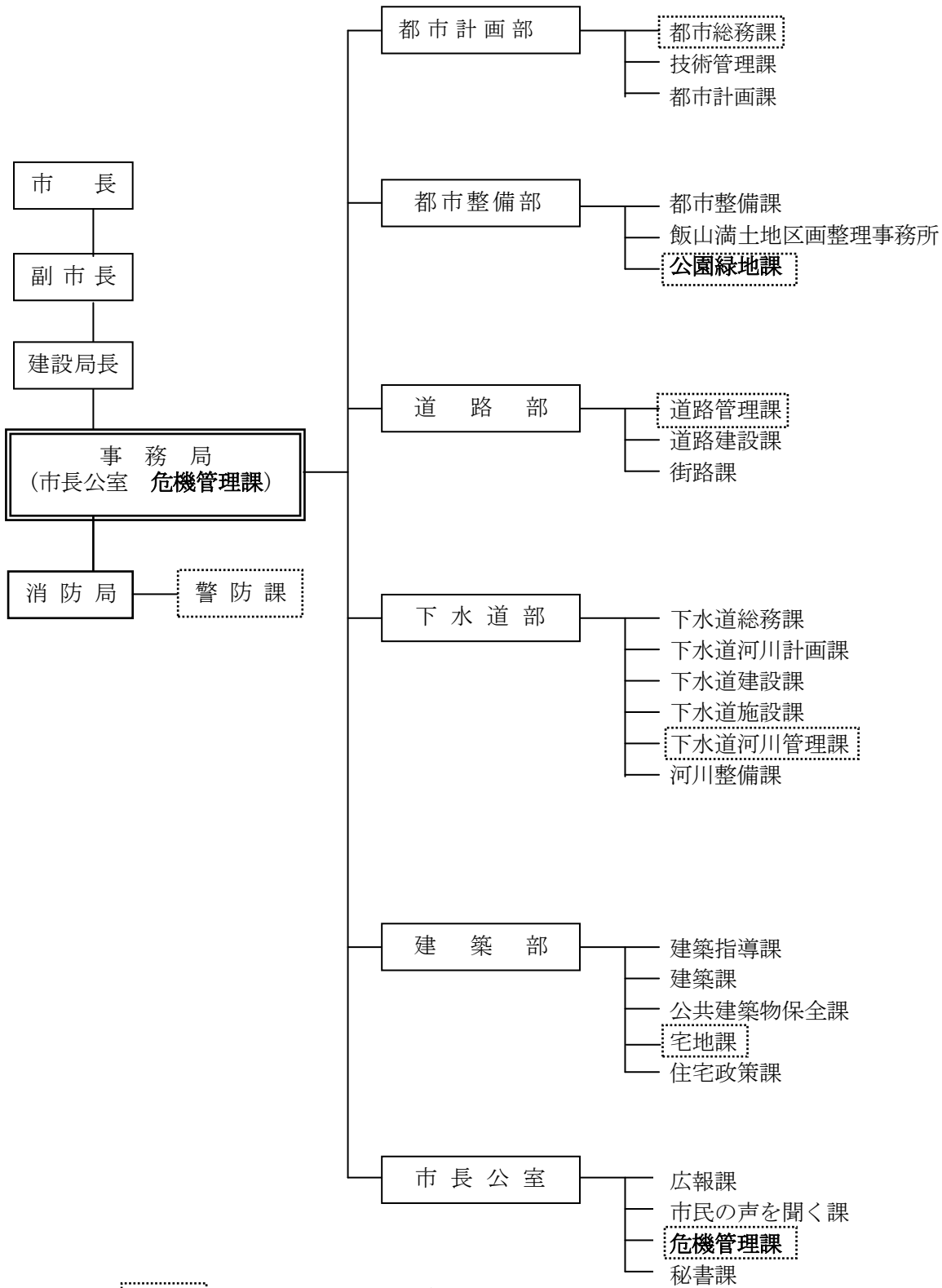
部	部長	班	班 長		班員	分 掌 事 務
			副 班 長			
経 済 部	経 済 部 長 ・ 中 央 卸 市 場 長	第 3 供 給 班	商 工 振 興 課 長	各 課 員	1. 応急食料及び物資の配分関すること。 2. 応急給水に関すること。	
		(中央卸売市場) 第 4 供 給 班	消 費 生 活 課 長			
	農 水 産 課 長					
	管 理 課 長					
市 民 生 活 部	市 民 生 活 部 長	第 1 収 容 班	戸 籍 住 民 課 長	各 課 員	1. 避難所の開設及び避難者の収容に関すること。 2. 避難所の誘導及び連絡に関すること。 3. 避難所との連絡に関すること。 4. 避難所収容記録簿及び物品受払簿の作成に関すること。 5. 避難所管理に関すること。 6. 所管事務に関する被害状況の把握及び報告に関すること。 7. 第 1 収容班において、災害対策本部との連絡調整に関する事項を含む。 8. 町会、自治会との連絡及び協力依頼に関すること。 9. ボランティアに関すること。	
			二 宮 出 張 所 長			
芝 山 出 張 所 長						
高 根 台 出 張 所 長						
習 志 野 台 出 張 所 長						
豊 富 出 張 所 長						
二 和 出 張 所 長						
西 船 橋 出 張 所 長						
船 橋 駅 前 総 合 窓 口 セ ン タ ー 所 長						
第 2 収 容 班	自 治 振 興 課 長					
	国 民 年 金 課 長					
	市 民 安 全 推 進 課 長					
	市 民 協 働 課 長					
健 康 部	健 康 部 長 ・ 保 健 所 長	第 1 衛 生 班	健 康 政 策 課 長			各 課 員
			国 民 健 康 保 険 課 長			
健 康 増 進 課 長						
看 護 専 門 学 校 事 務 長						
	保 健 所 班	総 務 課 長	各 課 員	1. 医療資機材の運送に関すること。 2. り災地における母子保健、老人保健、精神保健、栄養指導及び歯科保健の指導実施に関すること。 3. 救護所内の死体の検案に関すること。 4. り災地における環境衛生指導、給水の確保の連絡調整及び食品衛生指導に関すること。 5. 死亡獣畜の処理の衛生指導に関すること。 6. 防疫及び救助活動に関すること。		
		保 健 予 防 課 長				
		衛 生 指 導 課 長				

部	部長	班	班 長		班員	分 掌 事 務
			副 班 長			
病院事業部	副病院局長	第2衛生班	経営企画室長	医療センター	各課員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 傷病者の応急救護に関する事</li> <li>2. 入院措置及び治療に関する事</li> <li>3. 病院施設の応急対策及び入院患者等の避難に関する事</li> <li>4. 医療品等の調達出納及び保管に関する事</li> </ol>
			総務課長			
			医事課長			
環境部	環境部長	環境衛生班	環境保全課長	クリーン推進課長	各課員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 清掃に関する事</li> <li>2. 清美公社との連絡調整に関する事</li> <li>3. 被災地域の消毒に関する事</li> <li>4. 死体の必要措置に関する事</li> <li>5. 所管事務に関する被害状況の把握及び報告に関する事</li> <li>6. 被災地から発生する産業廃棄物の処理対策に関する事</li> <li>7. 被災地における産業廃棄物処理施設の被害調査及び災害の応急対策に関する事</li> </ol>
				産業廃棄物課長		
				環境衛生課長		
				北部清掃工場長		
				南部清掃工場長		
				清掃センター所長		
道路部	道路部長	第1土木班	道路管理課長	道路建設課長	各課員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 道路規制に関する事</li> <li>2. 所管事務に関する被害状況の把握及び報告に関する事</li> <li>3. 水防活動等の救援に関する事</li> <li>4. 障害物の除去に関する事</li> <li>5. 道路・橋りょうの保全及び復旧に関する事</li> <li>6. 水防法に基づく水防活動に関する事</li> <li>7. 交通安全対策にかかわる連絡調整に関する事</li> <li>8. 土木班の総括に関する事</li> </ol>
				街路課長		
都市計画部	都市計画部長	第2土木班	都市総務課長	都市計画課長	各課員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 道路規制に関する事</li> <li>2. 所管事務に関する被害状況の把握及び報告に関する事</li> <li>3. 水防活動等の救援に関する事</li> <li>4. 障害物の除去に関する事</li> <li>5. 水防法に基づく水防活動に関する事</li> <li>6. 河川堤防等の保全及び復旧に関する事</li> <li>7. 第1土木班と共同して事務を実施する事</li> </ol>
				技術管理課長		

部	部長	班	班 長		班員	分 掌 事 務
			副 班 長			
下 水 道 部	下 水 道 部 長	下 水 道 班	下 水 道 総 務 課 長		各課員	1. 道路規制に関すること。 2. 所管事務に関する被害状況の把握及び報告に関すること。 3. 水防活動等の救援に関すること。 4. 障害物の除去に関すること。 5. 道路・橋りょうの保全及び復旧に関すること。 6. 下水道施設の保全及び応急修理に関すること。 7. 水防法に基づく水防活動に関すること。 8. 河川堤防等の保全及び復旧に関すること。
			下 水 道 河 川 計 画 課 長			
			下 水 道 建 設 課 長			
			下 水 道 施 設 課 長			
			下 水 道 河 川 管 理 課 長			
			河 川 整 備 課 長			
都 市 整 備 部	都 市 整 備 部 長	都 市 施 設 班	都 市 整 備 課 長		各課員	1. 道路規制に関すること。 2. 所管事務に関する被害状況の把握及び報告に関すること。 3. 水防活動等の救援に関すること。 4. 障害物の除去に関すること。 5. 道路・橋りょうの保全及び復旧に関すること。 6. 下水道施設の保全及び応急修理に関すること。 7. 水防法に基づく水防活動に関すること。 8. 街路樹緑地帯等の災害予防、被害調査及び災害の応急対策に関すること。 9. 都市公園、児童遊園等の被害調査及び災害の応急対策に関すること。
			公 園 緑 地 課 長			
			飯 山 満 土 地 区 画 整 理 事 務 所 長			
建 築 部	建 築 部 長	建 築 班	建 築 指 導 課 長		各課員	1. 応急仮設住宅の建築及び住宅の応急修理に関すること。 2. 学校施設の保全及び応急修理に関すること。 3. 宅地造成規則法区域等に関すること。 4. 土砂災害危険区域等に関すること。
			建 築 課 長			
			公 共 建 築 物 保 全 課 長			
			宅 地 課 長			
			住 宅 政 策 課 長			

部	部長	班	班 長		班員	分 掌 事 務
			副 班 長			
教 育 部	管 理 部 長	第 1 教育班	教 育 総 務 課 長		各課員	1. 教育委員会職員の動員に関する事 2. 所管施設の保全及び応急復旧に関する事 3. 教材・教具等の対策に関する事 4. 所管施設に関する被害状況の把握及び報告に関する事 5. その他所管事務に関する災害応急対策。
			施 設 課 長			
			財 務 課 長			
学 校 教 育 部	学 校 教 育 部 長	第 2 教育班	学 務 課 長		各課員	1. 児童・生徒の避難計画、避難指導に関する事 2. 所管施設の保全及び応急復旧に関する事 3. 児童・生徒の応急教育対策に関する事 4. 児童・生徒の医療・給食・学用品等の対策に関する事 5. 児童・生徒及び教職員の被害状況の把握及び報告に関する事 6. 所管施設に関する被害状況の把握及び報告に関する事 7. その他所管事務に関する災害応急対策。
			指 導 課 長			
			保 健 体 育 課 長			
部	生 涯 学 習 部 長	第 3 教育班	社 会 教 育 課 長		各課員	1. 文化財の応急保護対策に関する事 2. 所管施設の保全及び応急復旧に関する事 3. 社会教育及び体育施設の被害状況の把握及び報告に関する事 4. その他所管事務に関する災害応急対策。
			文 化 課 長			
			青 少 年 課 長			
			生 涯 ス ポ ー ツ 課 長			
消 防 部	消 防 局 長	消 防 班	消 防 局 各 課 長		各課員	1. 気象情報・災害情報の受信及び伝達に関する事 2. 消防職員及び消防団員の動員に関する事 3. 水・火災の警戒防ぎよに関する事 4. 救急活動に関する事 5. 避難者の誘導及び救出に関する事 6. 応急給水活動の協力に関する事 7. 行方不明者の調査に関する事 8. 他市町との相互応援に関する事 9. 所管事務に関する被害状況の把握及び報告に関する事。
協 力 部	-	協 力 班	会 計 課 長		各課員	1. 他の班への協力、応援に関する事。
			議 会 事 務 局 長			
			監 査 委 員 事 務 局 長			
			選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長			
			農 業 委 員 会 事 務 局 長			

水防準備体制機構図

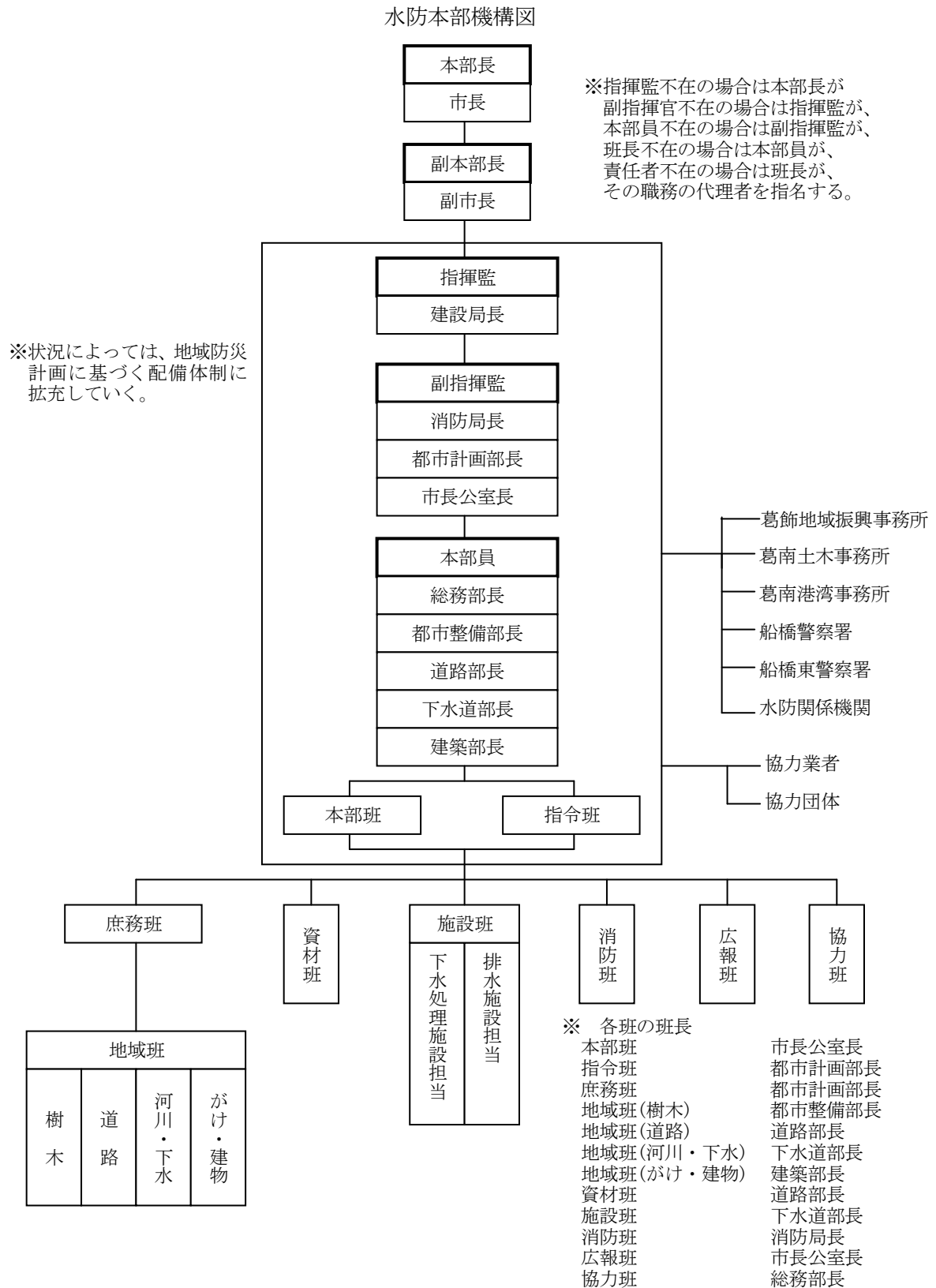


※   は、水防準備体制の協議課



(1) 水防本部体制の組織

水防本部の事務局は市長公室危機管理課に置き、本部組織は次のとおりとする。



## 2. 水防配備体制の事務分掌

### (1) 水防準備体制

水防準備体制の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

部局名	課名	事務分掌
都市計画部	都市総務課 都市計画課 技術管理課	1. 車両及び諸器材の確保
都市整備部	公園緑地課 都市整備課 飯山満土地区画整理事務所	1. 監視パトロール(被害常襲地区) 2. 現場状況報告 3. 現場調査及び応急措置 4. 現場対応班による復旧工事
道路部	道路管理課 道路建設課 街路課	1. 監視パトロール(道路冠水被害常襲地区) 2. 現場状況報告 3. 現場調査及び応急措置
下水道部	下水道総務課 下水道河川計画課 下水道建設課 下水道施設課 下水道河川管理課 河川整備課	1. 監視パトロール(下水・河川の水害常襲地区) 2. 現場状況報告 3. 現場調査及び応急措置 4. 排水施設及び下水施設の予防的措置
建築部	建築指導課 建築課 公共建築物 保全課 宅地課 住宅政策課	1. 監視パトロール(がけ崩れ被害危険区域) 2. 現場状況報告 3. 現場調査及び応急措置(がけ崩れ、住家全壊・半壊)
市長公室	危機管理課 広報課 市民の声を聞く課 秘書課	1. 水防活動職員の配備状況の把握 2. 監視パトロール(家屋被害常襲地区) 3. 避難所開設の指示及び避難者の把握 4. 被害状況の記録・整理・報告 5. 気象情報の収集・伝達 6. 県からの水防指令等の受信・伝達 7. ライフライン等の被害状況の収集 8. 警察署との連絡調整 9. 被災地の記録 10. 報道機関への被害情報提供 11. 避難のための立ち退きの指示
消防局	局内各課 中央署 東署 北署 各分署 各出張所	1. 管轄区域の巡視、警戒、防ぎよに関すること 2. 所管事項に係る予防的措置に関すること
上記の部局に該当する事務		参集人員状況の報告に関すること
※他の事務及び他の部課については、水防本部体制の事務分掌を準用し必要に応じ要請する。		

※   は、水防準備体制の部内調整課

水防本部体制

班名		責任者	事務分掌	構成する部課
本部班		危機管理課長	1. 本部員会議の運営に関する事 2. 各班の職員配備状況の把握に関する事 3. 避難所開設の指示及び避難者の把握に関する事 4. 防災無線(車両等)の運用、統制に関する事 5. 水防関係機関、協力団体への連絡及び要請に関する事 6. 被害状況の記録・整理・報告に関する事 7. 気象情報の収集に関する事 8. 県からの水防指令等の受信、伝達に関する事 9. ライフライン等の被害状況の収集に関する事 10. 警察署との連絡調整に関する事	危機管理課 秘書課 都市総務課 技術管理課
指令班		都市計画課長	(電話担当) 1. 参集人員の状況を本部班に報告すること 2. 被害通報の電話(16台)対応に関する事 3. 被害通報の記録、市の対応記録に関する事 4. 被害通報による被災現場の確定に関する事(地図コピー等) 5. 本部班との連絡調整(災害対応記録)に関する事	都市総務課 都市計画課 市民の声を聞く課
			(指令担当) 1. 被害通報の対応(連絡票を選別し、各担当の庶務班に伝達する)に関する事	公園緑地課 道路管理課 道路建設課 街路課 下水道河川計画課 下水道建設課 下水道総務課 下水道河川管理課 河川整備課 建築指導課 建築課 宅地課
庶務班		都市整備課長 道路管理課長 下水道河川計画課長 宅地課長	1. 庶務、地域、資材、施設班の参集人員状況を指令班に報告すること 2. 資材班への活動指示に関する事 3. 地域班への現地調査指示に関する事 4. 被害状況の収集、とりまとめに関する事 5. 復旧工事の指示に関する事 6. 現地調査の結果を把握し、指令班へ報告すること	都市整備課 道路管理課 道路建設課 街路課 下水道河川計画課 建築指導課 建築課 公共建築物保全課 宅地課 住宅政策課
地域班	樹木	公園緑地課長	1. 参集人員の状況を庶務班に報告すること 2. 監視パトロール(被害常襲地区) 3. 現場状況報告 4. 現場調査及び応急措置 5. 現場対応班による復旧	公園緑地課 都市整備課 飯山満土地区画整理事務所
	道路	道路建設課長	1. 参集人員の状況を庶務班に報告すること 2. 監視パトロール(道路冠水被害常襲地区) 3. 現場状況報告 4. 現場調査及び応急措置	道路管理課 道路建設課 街路課
	河川・下水	下水道総務課長 下水道河川管理課長 河川整備課長	1. 参集人員の状況を庶務班に報告すること 2. 監視パトロール(下水・河川の水害常襲地区、調整池・河川スクリーン) 3. 現場状況報告 4. 現場調査及び応急措置	下水道建設課 下水道総務課 下水道河川計画課 河川整備課 下水道河川管理課

がけ・建物	建築指導課長	1. 参集人員の状況を庶務班に報告すること 2. 監視パトロール(がけ崩れ被害危険区域) 3. 現場状況報告 4. 現場調査及び応急措置(がけ崩れ、住宅全壊・半壊)	建築指導課 建築課 公共建築物保全課 宅地課 住宅政策課
資材班	技術管理課長	1. 参集人員の状況を指令班に報告すること 2. 車両及び資器材の確保・搬送に関する事 3. その他所管事項に係る予防的措置に関する事	技術管理課 都市計画課 都市総務課 都市整備課 道路管理課 道路建設課 街路課 下水道河川管理課
施設班	排水施設担当	1. 参集人員の状況を指令班へ報告すること 2. 排水機場・水門等の操作、管理に関する事 3. 河川の水位・潮位等の観測 4. 監視パトロール(ポンプ施設の有する調整池) 5. その他所管事項に係る予防的措置に関する事	下水道施設課
	下水道施設担当	1. 参集人員の状況を指令班へ報告すること 2. 下水施設の状況を、常に把握し逐次庶務班へ報告すること 3. その他所管事項に係る予防的措置に関する事	下水道施設課
消防班	消防局次長	1. 参集人員の状況を本部班へ報告すること 2. 雨量、風向、風速等を観測し本部班へ報告すること 3. 管轄区域の巡視、警戒、防ぎよに関する事 4. 水防資器材の点検、確認及び確保に関する事 5. 消防団の出動要請に関する事 6. その他所管事項に係る予防的措置に関する事	消防局(署)
広報班	広報課長	1. 参集人員の状況を本部班へ報告すること 2. 被災地の記録に関する事 3. 報道機関との連絡及び情報の提供に関する事 4. 避難のための立ち退き指示に関する事	広報課 市民の声を聞く課
協力班	職員課長	1. 班員の招集並びに、参集人員の状況を本部班へ報告すること 2. 他班の応援に関する事	総務部
		1. 庁舎管理、電話回線、集中管理、車両及び物資の調達に関する事	企画財政部
		1. 避難所の開設及び避難者の収容に関する事 2. 避難所の運営に関する事 3. 避難所との連絡に関する事 4. 避難所収容記録簿及び物品受払簿の作成に関する事 5. ボランティアに関する事	市民生活部
		1. 災害時要援護者に関する事 2. 被災者の必要物資の供給に関する事 3. 見舞金等に関する事	健康部 福祉サービス部 子育て支援部
		1. 建物被害の調査に関する事 2. り災証明に関する事	税務部
		1. 清掃に関する事 2. 消毒、汲み取り等に関する事	環境部
		1. 農産、水産被害の調査に関する事	経済部
※他の事務及び他の部課については、船橋市災害対策本部組織の事務分掌を準用し必要に応じ要請する。			